

公募型プロポーザル方式による県有地の売払いについて（公告）

公募型プロポーザル方式により、県有地の売却相手方となる活用事業者の候補者の選定を行うので次のとおり公告する。

令和8年1月5日

長崎県知事 大石 賢吾

1 目的

長崎県伊王島リゾート公園敷地の一部について、観光振興や地域の活性化につなげるため、民間事業者への売却により土地の有効活用を図る。

2 譲渡する財産

土地（長崎市伊王島町1丁目字仙崎甲 3275番14、3277番10、3276番4、3275番11、3275番23、3275番24 計 15,784.17 m²）及び工作物等

3 参加資格

本公募に参加できる者は、指定する期日までに公募型プロポーザル提案参加申込書及び関係書類を提出し、参加資格審査を受けて、プロポーザル参加資格を得た法人とする。

なお、参加申込日時点において、次に掲げる項目のいずれかに該当する法人はプロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者
- (3) 提出書類及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この公告の日から見積執行期日までの間において、指名停止の措置を長崎県、国及び他の地方自治体から受けている者、又は受けることが明らかである者
- (7) 参加申込書の提出期限の日及び見積執行期日以前6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- (8) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (9) この公告の日から見積執行期日の前日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者

- (10) 都道府県税に関し未納がある者
- (11) 消費税及び地方消費税の未納がある者

4 実施要領等の配布

長崎県伊王島リゾート公園活用事業者プロポーザル実施要領等の応募に必要な書類は、次のとおり配布する。

- (1) 配布場所 15 で定める担当課で配布（県の閉庁日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から 5 時まで）するほか、長崎県のホームページでも配布。
(掲載アドレス)
<https://www.pref.nagasaki.jp/object/nyusatsu-chotatsu-joho/shisetsubaikyaku-kashitsukanado/766316.html>
- (2) 配布期間 令和 8 年 2 月 13 日（金）まで

5 質問の受付

長崎県伊王島リゾート公園活用事業者プロポーザル実施要領等に関する質問を次のとおり受け付ける。回答は、質問団体に電子メールにて回答し、併せて長崎県のホームページにも掲載する。

- (1) 受付方法 電子メールにて送付すること
- (2) 提出先 15 で定める担当課
- (3) 受付期限 令和 8 年 1 月 20 日（火）午後 5 時

6 現地見学会の実施

現地見学会に参加したい事業者は、現地見学会参加申込書を次のとおり提出すること。

- (1) 実施日 令和 8 年 1 月 16 日（金）
- (2) 提出方法 電子メールにて送付すること
- (3) 提出先 15 で定める担当課
- (4) 提出期限 令和 8 年 1 月 14 日（水）午後 5 時

7 参加申込の方法等

プロポーザルに参加したい事業者は、公募型プロポーザル提案参加申込書及び関係書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先 15 で定める担当課
- (3) 提出部数 1 部
- (4) 提出期限 令和 8 年 1 月 28 日（水）午後 5 時（郵送の場合は、提出期限までに必着）

8 参加者の資格審査

参加申込者から提出のあった公募型プロポーザル提案参加申込書及び関係書類を確認し、確認結果を令和 8 年 2 月 4 日（水）までに参加申込者へ通知する。

9 企画提案書の提出方法等

別添の長崎県伊王島リゾート公園活用事業者プロポーザル実施要領により、企画提案書及び関係書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先 15で定める担当課
- (3) 提出部数 10部（正1部、副9部）
- (4) 提出期限 令和8年2月13日（金）午後5時（郵送の場合は、提出期限までに必着）

10 審査方法、結果の通知及び公表

提出された企画提案書及び関係書類について、プロポーザル審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定する。

なお、審査はプレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）審査により実施する。

また、審査結果については、応募者ごとに審査結果を郵送及びメールにより通知するとともに県ホームページに公表する。

11 審査基準

審査項目及び配点等は次のとおり。

審査項目	審査内容	配点
ア. 事業および 計画提案	○実施する事業内容や交流人口拡大等の目標、事業実施による効果など、観光振興に寄与する内容となっているか。 ○土地の有効活用が図られる内容となっているか。	30
	○地域との連携、地元雇用など、地域の活性化につながる内容となっているか。 ○周辺への影響に配慮した内容となっているか。	30
イ. 事業遂行能 力	○事業実施できる管理・運営体制となっているか。 ○事業実施が可能なスケジュールとなっているか。 ○事業に対するリスク認識及びその対策が具体的かつ明確に記述されているか。	10
ウ. 事業実施の 実現性	○過去に類似の事業を実施した実績があるか。 ○事業収支計画、資金計画は事業を実施するにあたり適正なものとなっているか。	10
エ. 提案金額	○価格点の算定式 20点×（買受希望価格÷最高買受希望価格） (ただし、小数点以下を切り捨て)	20

12 契約の締結

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の規定により、最優秀提案者と売買契約についての契約締結の交渉（見積執行）を行う。なお、最優秀提案者との契約が成立しない場合には、次点者と契約締結の交渉を行う。

13 契約保証金

契約締結と同時に、契約保証金として、売買価格の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。

14 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限る。
- (2) その他必要な事項は、長崎県伊王島リゾート公園活用事業者プロポーザル実施要領によるものとする。
- (3) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び長崎県財務規則によるものとする。

15 担当課

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町 3 番 1 号 長崎県庁 5 階

(名称) 長崎県 文化観光国際部 観光振興課 企画班

(電話) 095-895-2647 (FAX) 095-826-5767

(メール) s38030@pref.nagasaki.lg.jp